中間市議会ハラスメント根絶条例施行規程

（目的）

第１条　この規程は、中間市議会ハラスメント根絶条例（令和３年中間市条例第 21 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この規程で使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

（宣誓書の提出）

第３条　議員は、条例第４条に規定する宣誓書の提出について、別記様式による宣誓書を議長に提出することにより行うものとする。

（調査及び研修等）

第４条　条例第５条に規定する調査及び研修の実施方法、内容、頻度等については、議長がハラスメント防止根絶会議と協議の上で決定する。

２　議長は、調査結果をハラスメント防止根絶会議に報告するものとする。

（ハラスメント防止根絶会議の設置）

第５条　条例第６条に規定するハラスメント防止根絶会議の設置及び運営に関する事項は、別に要綱で定める。

（相談窓口の設置及び相談等の申出手続）

第６条　議長は、条例第７条の規定に基づき、議員に係るハラスメントに関する相談を受け付ける相談窓口を設置するものとする。

２　相談窓口は、必要に応じて内部（議会事務局をいう。）又は外部（専門機関等をいう。）に設置することができる。

３　相談対応に従事する者は、相談者のプライバシーを尊重し、職務上知り得た情報を漏らしてはならない。

４　相談に関する記録は、適切に保管し、及び管理するものとする。

（第三者調査委員会の設置）

第７条　第三者調査委員会の設置及び運営に関する事項は、別に要綱で定める。

（必要な措置）

第８条　議長は、第三者調査委員会の調査結果をハラスメント事案の当事者に報告するものとする。

２　議長は、第三者調査委員会の調査結果に基づき、ハラスメントが確認された場合、ハラスメントの当事者への指導、助言等により当該ハラスメントの問題を解決するよう努めなければならない。

３　議長は、当該ハラスメントが悪質である場合、又はハラスメントが改善されない場合は、当該ハラスメントを行った議員に対し、適切な措置を講ずるものとする。

４　議長は、前３項の措置を講ずるに当たり、必要に応じて有識者等に意見を求めることができる。

（公表等）

第９条　議長は、条例第 10 条第２項の規定によるハラスメントを行った議員の氏名及びその要旨の公表について、中間市議会広報紙、中間市議会ホームページその他の適切な方法により行うものとする。

２　前項の規定により公表する場合において、ハラスメントの要旨を公表することにより被害者が特定されるおそれがあるときは、そのハラスメントの要旨の一部を公表しないことができる。

（プライバシーの保護等）

第 10 条　議員及び報告を受けた者は、条例第 12 条の規定に基づき、知り得た個人情報、相談内容その他の秘密については、在職中及び退職後を問わず、漏らしてはならない。

２　前項の規定に違反した者に対しては、議長は、適切な対応をとることができる。

（委任）

第 11 条　この規程に定めのない事項については、議長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この規程は、令達の日から施行する。

（経過措置）

２　中間市議会ハラスメント根絶条例の一部を改正する条例（令和７年中間市条例第 17 号。以下「改正条例」という。）附則第２項の規定により、改正前の中間市議会ハラスメント根絶条例（以下「旧条例」という。）第２条に規定するハラスメント（以下「旧ハラスメント」という。）に係る苦情の申出があった場合の取扱いについては、この規程の相当規定を適用する。

３　改正条例附則第３項の規定により、旧ハラスメントに係る苦情であって、この規程の施行の際現に旧条例の定めるところにより取り扱われているものについては、この規程の施行日以後は、この規程の相当規定により取り扱うものとする。

別記様式（第３条関係）

宣　　誓　　書

私は、中間市民全体の代表者又は奉仕者としての職責を自覚し、中間市議会が定める中間市議会ハラスメント根絶条例を遵守するとともに、議会内外において、職員及び他の議員に対し、いかなるハラスメント行為を行わないことを宣誓します。

年　　月　　日

中間市議会議長　様

（氏名）　　㊞

（注）氏名は、自書するものとする。